

# 9月定例議会

平成25年9月定例議会は、9月5日に開会し、平成25年度一般会計補正予算など町長提出の議案13件を原案のとおり可決、請願1件を継続審査とし、9月20日に閉会しました。

なお、平成24年度決算（7件）は決算特別委員会で閉会中に継続審査されることになりました。

## 主な町長提出議案

●教育委員会の委員の任命について＝教育委員会の委員の大塚哲章氏の任期が平成25年10月31日で満了となるため、同氏を再任命する案が提出さ

れ、同意されました。

- 平成25年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）＝既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,598万7千円を減額し、予算総額を102億9,438万6千円とするものです。（その他の補正予算）
- 平成25年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 平成25年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 平成25年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 平成25年度伊奈町介護保険

## 教育委員会の委員に再任

大塚 哲章氏



教育委員会の委員の任期満了に伴い、大塚哲章氏が11月1日付で再任されました。同氏は、平成21年11月から教育委員会の委員を務められています。

特別会計補正予算（第1号）  
・平成25年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

・平成25年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）

●伊奈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例＝地方税法が改正されたことに伴い、延滞金の割合の特例について、所要の改正をするものです。

●伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例＝地方税法が改正されたことに伴い、延滞金の割合の特例について、所要の改正をするものです。

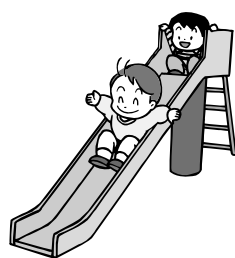
●財産の取得について＝高規格救急自動車1台を2,714万2,500円で購入するものです。

契約の相手方 埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店

●町道路線の認定について＝寿一丁目93番5地先から寿一丁目93番11地先および大字小室字大山809番13地先から大字小室字大山847番1地先までを新たに町道として認定するものです。

●町道路線の廃止について＝大字小室字大山809番2地先から大字小室字大山815番2地先までの町道を廃止するものです。

## 町立保育所および私立（認可）保育園の新規入所の受付



町では、平成26年4月からの町立保育所および私立（認可）保育園の新規入所の申込みを受け付けます。

入所の基準（町立、私立とも同じ）

・保護者が日中居宅外で労働することを常態としていること

・保護者が日中居宅内で家事以外の労働を常態としていること

・子どもの母親が妊娠中、または出産後間もないこと

・保護者が病気やけが、または心身に障害がある場合

・保護者が病人や心身に障害のある親族を常時介護している場合

・災害を受けた世帯で保育ができない場合

※同一家庭内に保育できる方がいる場合は、入所の対象になりません。

※常態とは、一日4時間以上（昼休みは除く）かつ週4日以上保育に欠けることをいいます。

日時 11月8日（金）、9日（土）、11日（月）9時～15時

場所 役場3階第1会議室

※保育士による面接を行いますので、お子様同伴でお越しください。

必要なもの

①保育所入所申込書および家庭状況表・子どもの記録（事前に記入し、記入漏れのないよう注意してください。）

②勤務・内職証明書等、日中に保育できないことを証明する書類

③源泉徴収票または確定申告書の写し（平成25年分）

④印鑑（シャチハタは不可）

※①、②は福祉課で配布しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。

③の源泉徴収票については1月31日までに、確定申告をされる方は申告書の写しを2月28日までに提出してください。（期限厳守）

☎ 福祉課児童係 2127

# 事業主の皆様へ ～個人住民税の給与天引き納付を推進します～ 問 税務課町民税係 2152

埼玉県と県内の市町村では、平成27年度には原則全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定する取組を進めています。

事業主の皆様には、すぐに特別徴収するための手続きを行っていただくか、27年度までには円滑に切り替えられるようご準備をお願いいたします。

個人住民税は、1月1日現在町内在住の方にかかる税金です。特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって市町村に納付する制度です。

## 個人住民税を給与天引き納付にすると…

### 【事業主の負担が少ない】

- ①所得税のような、税額の計算や年末調整をする手間が省けます。
- ②従業員が常時10人未満の場合は、市町村の承認を受け年12回の納期を年2回とすることができます。

### 【従業員のメリット】

- ①金融機関へ納税に出向く手間が省けます。
- ②従業員が納税通知書で納付する場合の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回当たりの負担が少なくなります。

## 町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

### 納期限

**12月2日(月)**

- |             |    |
|-------------|----|
| ①固定資産税      | 4期 |
| ②国民健康保険税    | 5期 |
| ③介護保険料      | 5期 |
| ④後期高齢者医療保険料 | 5期 |

納期限内の納付をお願いします。  
(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。  
※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

- 問 ①②収税課 2143  
③福祉課 2124  
④保険医療課 2175

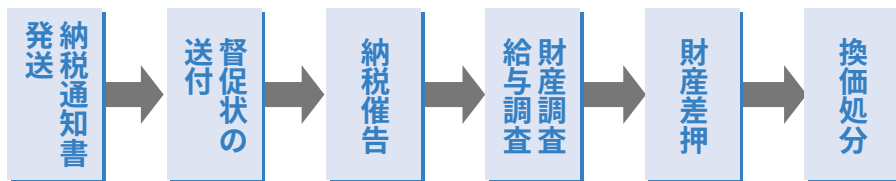
## 滞納整理強化期間

## 催告等に応じない滞納者には差押処分をします

埼玉県下一斉で、11月～1月を滞納整理強化期間とし、徴収の取り組みを強化します。これまで再三にわたり町税未納者に納税をお願いしてきましたが、このまま未納が続く場合は、税負担の公平性を確保するため、法律の規定に基づき財産(不動産、預貯金、給与、生命保険等)の差押処分を執行します。納めていない方は早急に納付してください。

問 収税課 2143

### 滞納処分の流れ



#### ◎督促状送付

納期限が過ぎても納付の確認ができない方に対し、督促状を送付します。

#### ◎納税催告

督促状を送付しても納付しない方に対し、文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問を行います。

#### ◎財産調査

催告に応じない滞納者の財産について、官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。

#### ◎給与調査

滞納者が給与所得者である場合は、給与と差押をするために、勤務先に対し給与調査を行います。

#### ◎滞納処分(財産差押・換価処分)

納期限を過ぎても納付せず、税金を滞納したまま放置しておくと、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に財産の差押などの処分を受けることになります。差押の対象は、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などです。

#### ◎相談窓口

町税を納期限までに納めることが難しい場合は、収税課にご相談ください。平日に来庁できない方のために、休日納税相談も実施しています。

**相談日 毎月第2日曜日および最終日曜日 9時～16時**

(相談日を変更する場合がありますので、来庁する場合は前もって相談日を確認願います。)